

## 福井県丹南広域組合監査委員条例

平成2年10月1日 条例第5号  
改正 平成5年11月16日 条例第2号

### (趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第202条の規定に基づき、監査委員に関し必要な事項を定めるものとする。

### (請求または要求による監査)

第2条 監査委員は、法第75条第1項、第98条第2項、第242条第1項もしくは第243条の2第3項の規定による監査の請求または第199条第6項の規定による監査の要求があったときは、当該監査の請求または要求を受理した日から10日以内に監査に着手しなければならない。

### (請願の処理)

第3条 監査委員は、法第125条の規定により議会から請願の送付を受けたときは、30日以内に処理しなければならない。

### (定例監査)

第4条 監査委員は、法第199条第4項の規定による監査を行うときは、あらかじめ監査の日時を管理者に通知しなければならない。

### (随時監査)

第5条 監査委員は、法第199条第5項の規定による監査を行うときは、監査期日前遅くとも10日前までにその関係機関に通知しなければならない。ただし、緊急の必要があるときは、この限りでない。

### (財政援助を与えているもの等に対する監査)

第6条 監査委員は、法第199条第7項の規定による監査を行うときは、あらかじめ監査の日時を当該監査を受ける者に通知しなければならない。

### (決算等の審査)

第7条 監査委員は、法第233条第2項の規定により決算および書類が審査に付されたときは、90日以内に意見を付けて管理者に送付しなければならない。

### (公表の方法)

第8条 監査委員の行う公表は、福井県丹南広域組合公告式条例（平成2年福井県丹南広域組合条例第2号）の例による。

### (委任)

第9条 この条例に定めるものを除くほか、監査委員に関し必要な事項は、監査委員が協議して定める。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 5 年条例第 2 号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第 2 条および第 4 条から第 6 条までの規定は、平成 5 年 4 月 1 日から適用する。